

いきいき



眞治さん(左)
芳彦さん(右)
芳樹さん(中央)

農業生産法人紹介

ブドウ棚にて撮影

寒河江市柴橋にある株式会社佐竹農園は2021年4月1日設立。代表取締役を務める佐竹芳樹さん(42)は就農して20年ほどになる。

「長男なので小さいころから農業を継ぐものだと思ってきた。就農当初は何も分からなかったが、父から技術を教わっていく中で、徐々にお客様からの評価も高まり、それが自信と向上心につながった」と話す芳樹さん。

現在、芳樹さんの両親である芳彦さん、シゲ子さん、弟の眞治さん(40)の4人の他に農繁期には年間で延べ300人程度臨時に雇用して会社を運営している。

「経営面積を年々拡大しており、将来はライスセンター建設の構想もある。法人の方が補助金を受ける際の補助率が高いこと、安定的な労働力を確保するには常時雇用が必要であり、そのためには社会保険、福利厚生などを充実させていくため法人設立に踏み切った」と設立の経緯を話す。その際、JAや税理士の指導を仰いだことで、スムーズに設立できたとのこと。

会社の当面の展開として、水稻の作付面積を30haまで拡大すること、シャインマスカットを中心とした大粒系ブドウの栽培面積を増やすこと、若い社員を迎えることなどをあげている。

「私たち兄弟は生産活動や経営に専念し、父には若い社員の育成指導役を務めてもらいたい。そして安定した生産と高品質な農産物を消費者に届けていくことで、佐竹農園の企業価値を高めていきたい」と話してくれました。[経営内容・米14ha、大豆5ha、さくらんぼ60a、ブドウ50a、西洋ナシ65a、リンゴ20aなど]

農地を転用するときは、 農地法の許可が 必要です。

●農地転用とは

農地を農地以外のものにすることをいいます。工事期間中の仮設用地のように一時的に用途を農地以外のものにし、事業完了後に農地を復元する場合（一時転用）も含まれます。

一般的には、農地の区画形質に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。農地の区画形質に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保安用敷地にするなど、農地の耕作の目的に供さない状態にする場合も農地転用に当たります。農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。

●農地転用の許可基準

立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。

立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地 (寒河江市には無)	市街化調整区域内の ●農業公共投資後8年以内の農地 ●集団農地(10ha以上)で高性能農業機械での営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業の用に供する場合等(第1種農地の場合をさらに限定)は許可
第1種農地	●集団農地(10ha以上) ●農業公共投資対象農地 ●生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	●農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ●市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	●都市的整備がされた区域内の農地(都市計画法の用途地域内等)	原則許可

一般基準(主なもの)

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ●資力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ●遅滞なく転用されるか(具体的な計画があるか) ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか <p>ほか</p>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂の流出、崩壊等災害を発生させる心配がないか ●周辺の営農条件に支障がないか <p>ほか</p>
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> ●一時転用後、耕作されることが確実か ●所有権以外の権利設定か

※農地を転用して住宅や工場等を建設する場合は農地法以外にも、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許可等が得られる見通しがない場合は、農地転用の許可が下りません。

●申請書締切ロケション

締切日は毎月10日です(締切日が閉庁日の場合は、その前の開庁日です)。
締切日以降の申請は、翌月分の扱いとなりますのでご注意ください。

違反転用したり許可どおりに転用しなかったら… 原状回復等の命令、罰則の適用があります。

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。
罰則の適用もあります。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

農地転用の法律上の扱い

●農地法第4条第1項
権利の設定移転を伴わない農地転用、自己転用をいいます。
●農地法第5条第1項
農地を農地以外のものにするため、所有権または使用収益を目的とする権利(賃借権、使用貸借による権利など)の設定、移転をする場合をいいます。

農業者年金への加入をご検討ください!

農業者年金の特徴

★少子高齢時代に強い年金。安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取れる年金が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

★保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。(※35歳未満の方は月額1万円から加入できます。)

★税制面で大きな優遇措置があります。

◎支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

(支払った保険料の15~30%程度が節税)

◎農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

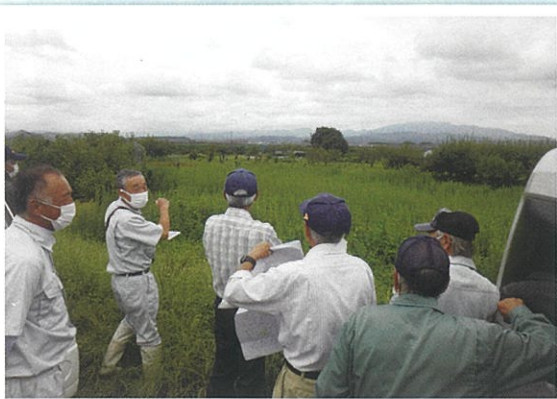
◎将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用され、65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は全額控除できます。

★終身年金です。80歳までの保証があります。

農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

農業者年金は、農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。お問い合わせは農業委員会事務局まで。



農地パトロール
について

農業委員会では、毎年8月下旬から9月上旬にかけて農地の利用状況を把握するため農地パトロールを実施し、その結果をもとに今後の意向調査を行っています。

農業委員と農地利用最適化推進委員が関係機関と協力して農地を巡回しますので、ご理解、ご協力をいただくとともに、除草や病害虫防除等の適正な農地管理をお願いします。

全国農業新聞を購読してみませんか!

全国農業新聞は、週刊の農業専門誌として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

★購読の申し込みは農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

週刊 月4回金曜日発行

月… 700円、年… 8,400円

(消費税込)

(消費税込)



いきいきレディー インタビュー



紅秀峰
やまがた紅王
どちらも
おいしいよ!

菊地 弘美さん
(三泉 : 61歳)

今回は、三泉の菊地弘美さんにお話を伺いました。
弘美さんは、33歳から両親との同居をきっかけに農業を始めました。認定農業者になったのち、夫の退職後は夫が認定農業者になり、現在は、両親、夫、弘美さんの4人で農業を営んでいます。最盛期には、10人以上のアルバイトの方をお願いして作業を行っています。
作付品目は、さくらんぼのみで、加温が約55a、露地が約55aで、「佐藤錦」と「紅秀峰」がそれぞれ半々くらいと、その他受粉樹として数種類あるとのこと。やまがた紅王も数本植え、取り組み始めたとのこと。



12月の下旬からハウスのビニール被覆が順次始まり、4月中旬から7月上旬の出荷まで作業が続きます。危険回避と労力分散のため、単棟や連棟の多くのハウスを使って作業に取り組んでいるとのこと。
植物は手入れをすれば応えてくれるので、手を掛けて結果が出ることにやりがいを感じているとのこと。収穫期に後悔はしたくないので、冬場の作業は寒くても気持ちをはりきりし、赤く大粒になるのを想像しながら心を込めて行っているそうです。



これからも、現在栽培している規模をできるだけ長く続けられるように体力の維持に努めたいことと、また、箱を開けたときにさくらんぼへの想いをお客様に伝わるように頑張りたいそうです。
最後に、若い農家や新規就農者へ向けて、「気候風土などの条件が合っている、さくらんぼの産地になっている、若い先輩がたくさんいるので、若いさくらんぼ農家がどんどん増えてほしい」とメッセージをいただきました。

(新宮しのぶ委員)

農地の適正な管理について

近頃、農業委員会に「近隣の農地が荒れているので、何とかしてほしい」「隣の農地の草が生えすぎて、刈ってもらいたい」となどの相談が少なくありません。

農地については、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の農地を見守っておりますが、高齢の方や市外にお住まいの方もおり、骨が折れる仕事となっております。

このような農地は、火災や病害虫の発生の原因、また不法投棄の場所となることが多く、周辺の農地や近隣の住環境に悪影響を及ぼしますので、耕うん、草刈りを行い、農地の適正な管理をお願いします。



編集後記

この頃、地震・水害・疫病と、私たちが取り巻く環境の不安材料が多すぎると感じます。2年前にも最上川が危険水域に達し、生まれて初めて避難勧告を受け、非難を余儀なくされました。

全国の避難場所では、水・食料が欠かせません。

そんな時「最後には農業が一番強い」と、戦後、自給自足的な時代を生き抜いた祖父の言葉がふと思い出されます。(氏家理香委員)